

【平成 24 年度税制改正大綱(主要事項)の概要】

平成 23 年 12 月

宗和税理士法人

目 次

○ 法人課税関係.....	1
○ 個人所得課税関係.....	4
○ 資産課税関係.....	5

(1) 主要改正事項

No	項 目	適用法人(対象者)	適用時期
①	試験研究費が増加した場合又は平均売上高の10%を超える場合の税額控除の選択適用制度の2年間延長	試験研究を行う全ての青色申告法人で一定の要件を満たす法人	平成26年3月31日までに開始する各事業年度
②	中小企業投資促進税制の見直しと2年間延長	青色申告法人のうち、資本金の額が1億円以下で、かつ、一定の要件を満たす法人(中小企業者等。以下同じ。)	平成26年3月31日までに開始する各事業年度
③	中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の取得価額の損金算入の特例の2年間延長	青色申告書を提出する中小企業者等	平成26年3月31日までに開始する各事業年度
④	欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置の2年間延長	青色申告書を提出する中小企業者等以外の法人(青色申告書を提出する中小企業者等は、適用可能。)	平成26年3月31日までに開始する各事業年度
⑤	交際費の損金不算入制度の2年間延長	全ての法人	平成26年3月31日までに開始する各事業年度

⑥	過大支払利子税制の導入	国外関連者（50%以上の資本関係等）に利子等を支払う法人	平成25年4月1日以後に開始する事業年度
⑦	原子力災害からの復興支援措置 ・復興特区税制の特例（福島県全域） ・避難解除区域において被災者を雇用した場合の税額控除制度等	福島復興再生特別措置法（仮称）により確認等を受けた被災事業者（法人）	福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の日から5年間等

(2) 重要改正項目の概要

① 中小企業投資促進税制の見直しと2年間延長

青色申告書を提出する中小企業者等が、新品の機械装置等を取得して事業の用に供した場合に受けられる特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（取得価額の7%。税額控除は資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限り）の選択適用制度について、次の見直しが行われるとともに、その適用期限が2年間延長される予定です。

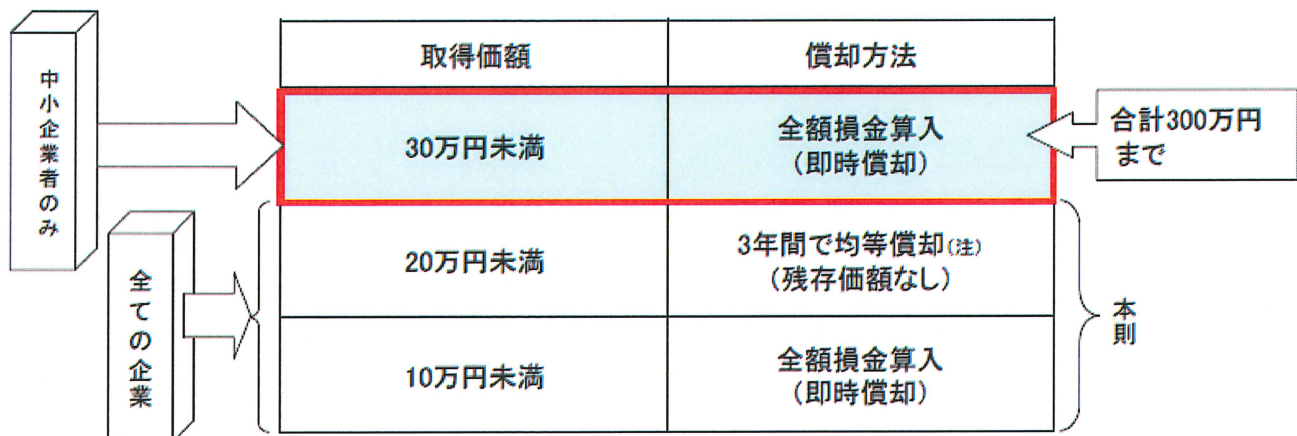
- ・ 適用対象資産に、製品の品質管理の向上等に資する試験機器等を追加
- ・ 現行の適用対象資産のデジタル複合機の範囲の見直し

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機、デジタル複合機 (複数台計120万円以上)	器具・備品	電子計算機、デジタル複合機 (複数台計120万円以上)
	ソフトウェア	複数基計70万円以上	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
	内航船舶	取得価額の75%	内航船舶	取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	

— 中小企業庁ホームページより —

② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の2年間延長

青色申告書を提出する中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得して事業の用に供した場合に、年合計300万円を限度として全額損金算入できる制度が2年間延長される予定です。



— 中小企業庁ホームページより —

③ 過大支払利子税制の導入

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、国外の関連者に対する純支払利子等の額が、一定の調整計算を行った所得金額の 50% を超える場合に、その超過額が当期の損金に算入されない制度（繰越損金不算入制度）が導入される予定です。

なお、国外の関連者に対する純支払利子等の額が 1,000 万円以下の場合には、適用除外とされる予定です。

項目	内容
関連者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 直接・間接の持分割合が 50% 以上の関係にある者 実質支配・被支配関係にある者 等
関連者に対する純支払利子等の額	関連者への支払利子等の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額を控除した残額
支払利子等の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 利子 利子に準ずるもの（リース取引に係る利息相当額を含む） 関連者保証による借入保証料 等
受取利子等の範囲と控除する金額	受取利子及び受取利子に準ずるもの（リース取引に係る利息相当額を含む）の合計額に、総支払利子額に占める関連者への支払利子等の額の割合を乗じた金額を控除
繰越損金不算入制度	当期における関連者純支払利子等が調整所得金額の 50% を超え当期の損金に算入されない金額は、翌事業年度以降において関連者純支払利子等が調整所得金額の 50% に満たない場合に、その満たない金額を限度として損金に算入される（その期の前 7 年以内に開始した各事業年度に係る損金不算入額が対象となる）

過少資本税制との関係	本制度と過小資本税制の双方が適用となる場合には、計算された損金不算入額のいずれか多い金額をその期の損金不算入額とする
------------	--

個人所得課税関係

(1) 主要改正事項

No	項 目	適用法人(対象者)	適用時期
①	給与所得控除の上限設定	給与所得者	平成 25 年分以後の所得税
②	特定支出控除の範囲拡大	給与所得者	平成 25 年分以後の所得税
③	役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し	勤続年数 5 年以下の法人役員等	平成 25 年分以後の所得税
④	認定長期優良住宅特別控除の上限の引下げ、適用期限の 2 年延長	居住者	平成 26 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度
⑤	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失繰越控除の適用期限の 2 年延長	個人	平成 26 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度
⑥	特定居住用財産の譲渡損失繰越控除の適用期限の 2 年延長	個人	平成 26 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度

(2) 重要改正項目の概要

① 給与所得控除の上限設定

1,500万円を超える年収を得ている給与所得者の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられる予定です。

② 特定支出控除の範囲拡大

次のような費用が新たに対象となる予定です。

- ・ 仕事に必要な弁護士、公認会計士などの資格取得費
- ・ 仕事と関連する本の購入費、職場で着る衣服や必要な交際費

③ 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の役員等(役員等としての勤続年数が5年以下の者に限ります。)が、当該退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるものに係る退職手当の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止される予定です。

資産課税関係

(1) 主要改正事項

No	項目	適用対象資産等	適用時期
①	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長	贈与を受けた住宅取得投資金 ただし、床面積240㎡以下の住宅用家屋に充てられる住宅取得投資金に限る。 (東日本大震災の	平成24年1月1日以後 平成26年12月31日まで に行われる 贈与

		被災者が受ける贈与については、面積制限なし)	
②	住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限の3年延長	贈与を受けた住宅取得投資金	平成26年12月31日までに行われる贈与
③	相続税の連帯納付義務の解除	申告期限等から5年を経過した場合又は納税義務者が延納等の適用を受けた場合	平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税
④	土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の見直し	商業地等、住宅用地ほか	平成24年度から平成26年度までの土地に係る固定資産税

(2) 重要改正項目の概要

① 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額が、現行の1,000万円から次のとおり改定される予定です。

	平成24 年中贈与	平成25 年中贈与	平成26 年中贈与
省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合	1,500万円 (1,500万円)	1,200万円 (1,500万円)	1,000万円 (1,500万円)
上記以外の住宅用家屋の場合	1,000万円 (1,000万円)	700万円 (1,000万円)	500万円 (1,000万円)

※ () 内は、東日本大震災の被災者（東日本大震災により住宅用家屋が滅失等をした者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含む。））に係る非課税限度額を示す。